

遺族補償年金の男女別年齢要件の合憲性

大島佳代子

概要

本稿は、遺族補償年金制度における男女別年齢要件の合憲性が争われた最高裁判決（最判平29・3・21）を素材として、憲法25条に関する最高裁の先例である堀木訴訟最高裁判決（以下、堀木判決）を含む一連の最高裁判決における先例の引用の仕方を整理した上で、その判断のあり方を判例内在的に分析した。その結果、分析対象とした最高裁判決には、違憲審査のあり方に微妙な違いがみとれた。すなわち、堀木判決は憲法25条が裁判規範として作用しうることを認めたほかに、憲法25条を具体化する法令における区別が憲法14条違反の問題を生ぜしめるとの判断を行ったことに一定の意義があり、その後の最高裁判決にも憲法14条違反を別個に問う姿勢が受け継がれている。しかし、その違憲審査基準には堀木判決とは異なる基準が適用されているのである。このような本稿の分析から、社会保障立法の憲法14条適合性が争われた場合、最高裁は事案に応じた判断枠組で違憲審査を行っており、常に堀木判決が提示した判断枠組のみに依拠しているわけではないことが明らかとなった。

1. はじめに

生存権に関するリーディング・ケースである堀木判決¹以後、最高裁が社会保障立法の合憲

性を判断したケースとして4つの最高裁小法廷判決が出されている。これらすべての判決において堀木判決が先例として引用されているが、詳細にみると、引用部分、引用の仕方が必ずしも一致しているわけではない。また、堀木判決後に出された4つの最高裁判決すべてが、憲法14条違反を問うときの先例として、堀木判決が引用していない待命処分無効確認判定取消等請求事件最高裁判決（以下、待命処分判決）²を先例として引用している。果たして、これらのことに何らかの意味があるのだろうか。

本稿は、これらの問いに答える前提作業として、4つの最高裁判決の中でも最も直近に出された遺族補償年金制度における男女別年齢要件の合憲性が争われたケースの紹介を通して、他のケースにおける最高裁の先例の引用の仕方を整理した上で、その判断のあり方を判例内在的に分析するものである。

2. 事案の概要

本件は市立中学校の教諭であった原告の妻の公務災害に基づく死亡について、夫であるXが地方公務員災害補償法（以下、地公災法）に基づき、遺族補償年金等の支給を請求したところ、受給要件を満たさないとして、いずれも不支給とする処分を受けたために、本件処分の取消しを求めて提訴したものである。

地公災法32条1項は、「職員が公務上死亡し、

¹ 最大判昭57・7・7民集36巻7号1235頁、判例時報1051号29頁。本件は、障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止が憲法14条および25条に違反するとして争われた事案である。

² 最大判昭39・5・27民集18巻4号676頁、判例時報379号9頁。本件では、町長が町条例に基づいて過員整理の目的で行った待命処分が、55歳以上の高齢を理由とした社会的身分に基づく差別だとして憲法14条違反が争われた。

又は通勤により死亡した場合においては、遺族補償として、職員の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する」と定めている。同法 32 条は、「遺族補償年金を受ける遺族」を職員の配偶者³、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹と規定した上で、「職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者」とし、生計維持要件を課している。加えて、同項但書は、夫⁴、父母又は祖父母については、職員の死亡当時 60 歳以上⁵であることを支給要件としている。妻の死亡当時 51 歳であった X は遺族補償年金の受給者に該当しないとされ不支給処分を受けたのである。

そこで、本件では、配偶者のうち夫にのみ年齢要件を課している地公災法 32 条 1 項の憲法 14 条適合性が争われた。

3. 判旨

3.1 第 1 審判決（大阪地判平 25・11・25）⁶

第 1 審判決は、遺族補償年金の法的性質を「一種の損害賠償制度の性格を有しており、純然たる社会保障制度とは一線を画するものであることは否定できない」としながらも「社会保障的性格も有することは否定できない」と述べたうえで、「遺族補償年金制度につき具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、上記制度の性格を踏まえた立法府の合理的裁量に委ねられており、…立法府に与えられた…裁量権を考慮しても、そのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、憲法 14 条 1 項に違反する」との違憲審査基準を提示した。

そのうえで、「一般的に就労が困難であり、自

活可能ではないと判断されるものに遺族補償年金を支給するとの目的」の下、年齢要件等を設けたこと自体は合理性があると判断した。規制手段の合理性については、「本件区別は…一般的な家庭モデルが専業主婦世帯であった立法当時には、一定の合理性を有していた」としながら、「共働き世帯が一般的な家庭モデルとなっている今日においては…もはや立法目的との間に合理的関連性を有しない」と述べ違憲判断を行った。

3.2 控訴審判決（大阪高判平 27・6・19）⁷

控訴審判決は、遺族補償年金の性格を「基本的に憲法 25 条の趣旨を実現するために設けられた社会保障制度の一環である」としたうえで、「憲法 25 条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄である」。「もっとも…受給権者の範囲、支給要件等につき何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをするときは別に憲法 14 条 1 項違反の問題を生じ得るといふべきである」との違憲審査基準を提示した。

そのうえで、今日においても女性の労働力率が男性より相当低いこと、非正規雇用の割合が多いこと、男女間の賃金格差が大きいこと、専業主婦世帯が専業主夫世帯数よりはるかに多いこと等の事情からすれば、「本件区別は合理性を欠くということとはできない」と判断した。

3.3 最高裁判決（最判平 29・3・21）⁸

最高裁は、「遺族補償年金制度は、憲法 25 条の趣旨を実現するために設けられた社会保障の

³ 内縁関係にあった者を含む。

⁴ 同上。

⁵ 平成 2 年 10 月 1 日から当分の間、55 歳以上 60 歳未満の場合には遺族補償年金を受給できる特例が定められた（地公災法附則 7 条の 2 第 2 項）。

⁶ 判例時報 2216 号 122 頁。主な評釈として、大林啓吾・平成 25 年度重要判例解説（臨増ジュリスト 1466 号）19 頁、高さやか・判例評論 671 号 2 頁（判例時報 2238 号 148 頁）、川久保寛・季刊社会保障研究 50 巻 3 号 352 頁等を参照。

⁷ 判例時報 2280 号 21 頁。主な評釈として、佐々木くみ・平成 27 年度重要判例解説（臨増ジュリスト 1492 号）16 頁、笠木映里・ジュリスト 1496 号 103 頁、中川純・論究ジュリスト 16 号 94 頁、坂井岳夫・社会保障判例百選（第 5 版）14 頁、尾形健・社会保障研究第 6 号 169 頁、常森裕介・社会保障法研究第 6 号 191 頁等を参照。

⁸ 判例時報 2341 号 65 頁。主な評釈として、倉田原志・判例評論 714 号 2 頁（判例時報 2371 号 148 頁）、浅野博宣・平成 29 年度重要判例解説（臨増ジュリスト 1518 号）14 頁、信澤久美子・判例自治 522 号 106 頁、横堀あき・北大法学論集 69 巻 6 号 123 頁、齋藤暁・法学論叢 184 巻 2 号 89 頁等を参照。

性格を有する制度というべき」であり、「男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況に鑑み」れば、本件区別は、「上告人に対する不支給処分が行われた当時においても合理的理由を欠くものということとはできない」として、「憲法 14 条 1 項に違反することとはできない」と結論づけた。

4. 違憲審査基準（判断枠組）

4.1 本件 3 判決が提示した違憲審査基準

4.1.1 第 1 審判決

第 1 審判決は、待命処分判決と尊属殺重罰規定違憲最高裁判決⁹（以下、尊属殺判決）を引用し、「事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨」とする合理性の基準を採用している。そのうえで、遺族年金制度が損害賠償的性格と社会保障的性格を併せ持つことから、立法府に一定の裁量は認めるが、そのような裁量権を考慮しても、区別に合理的な根拠が認められない場合には違憲となるとし、社会変化に着目した具体的検討を行い、違憲判断を導いた。

第 1 審判決が待命処分判決と尊属殺判決を引用している理由は「憲法 14 条の相対的平等の要請を示すため」¹⁰であり、社会保障立法と司法審査の関係に係るリーディング・ケースである堀木訴訟を引用していないのは、地公災法の遺族年金が純然たる社会保障制度とは一線を画すものであると性格づけたことによるものと思われる¹¹。

4.1.2 控訴審判決

(1) 違憲審査基準（判断枠組）

これに対し、控訴審判決は、堀木判決、塩見

訴訟最高裁判決（以下、塩見判決）¹²、学生無年金障害者訴訟最高裁判決（以下、学生無年金判決）¹³を引用して、憲法 25 条の趣旨の具体化については立法府に広い裁量が認められ、裁判所がその広い裁量について判断できるのは「著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ないような場合」に限られるが、「何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをするときは別に憲法 14 条 1 項違反の問題を生じ得るというべき」であるとする違憲審査基準を提示した（以下、「前者説示部分」）。

しかしながら、被控訴人の主張一すなわち、憲法 14 条 1 項後段列举事由による差別取扱いを定める法令の場合は、それが社会保障立法であるとしても、立法府に与えられた裁量権は狭小であり、厳格な合理性の基準に基づいて判断をするべきである一に反駁する説示部分では、「憲法 25 条の趣旨を実現するために創設された社会保障制度上の法令が受給者の範囲、支給要件、支給金額等につき区別を設けることは、それが著しく合理性を欠き、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いである（以下、「後者説示部分」、下線は筆者付す）といえる場合に、憲法 14 条 1 項に違反するものと解すべきである」と述べている。つまり、憲法 14 条適合性の違憲審査基準として、先例を引用した前者説示部分では、「何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをするとき」とされているのに対し、後者説示部分では「それが著しく合理性を欠き」との判断要件が加味されている。

(2) 堀木判決との異同

堀木判決は、「憲法 25 条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない」と述べ、さらに、「憲法 25 条の規定の要請にこたえて制定された

⁹ 最大判昭和 48 年 4・4 刑集 27 卷 3 号 265 頁、判例時報 697 号 17 頁。本件では、旧刑法 200 条（尊属殺人罪）の憲法 14 条適合性が争われた。

¹⁰ 倉田・前掲註（8）4 頁。

¹¹ 同上。嵩さやか判例評論 671 号 2 頁（判例時報 2238 号 148 頁）。

¹² 最判平元・3・2 判例時報 1363 号 68 頁。本件は、障害福祉年金の支給要件に関し、制度発足時において日本国民でない者には同年金を支給しないと定めていた国民年金法の規定が憲法 25 条および 14 条に違反するとして争われた事案である。

¹³ 最判平 19・9・28 民集 61 卷 6 号 2345 頁。

法令において、受給者の範囲、支給要件、支給金額等につきなんら合理的理由のない不当な差別的取扱をした（下線は筆者付す）」ときには、憲法 14 条違反の問題を生じるうことは否定しえないと説示している。本件控訴審判決は一般論として違憲審査基準を示した箇所（上述の「前者説示部分」）では堀木判決をそのまま踏襲しているが、区別の合理性を検討する箇所では、堀木判決をそのまま引用していない。

このことから、控訴審判決が、社会保障立法の区別に対する違憲審査基準をより一段と緩やかにするものと考えていたかどうかは必ずしも判然としない¹⁴。そもそも、堀木判決が示した「なんら合理的理由のない不当な差別的取扱」でなければ憲法 14 条違反にはならないという基準自体、「非常に緩やかな審査の意味に読める言い回し」¹⁵であり、かねて批判のみられるところである¹⁶。

4.1.3 最高裁判決

これら下級審判決とは異なり、最高裁は、違憲審査基準を明示せずに、本件区別が「合理的な理由を欠くもの」ということはできない」とする判断を、第 1 審判決が引用した待命処分判決と控訴審が引用した堀木判決の「趣旨に徴して明らかである」と判断した。

このような判決手法については批判のあるところ¹⁷であり、また、本件下級審の議論状況からすれば、堀木判決を本件の先例として引用するのであれば、控訴審が堀木訴訟を引用しながら「区別」の審査に「それが著しく合理性を欠き」との判断要件を加えたことへの対応も含め堀木訴訟の先例的意義について詳しく判断すべきであった¹⁸であろう。

4.2 先例が提示した違憲審査基準（判断枠組）

社会保障関連の最高裁判決には、堀木判決以後、本件最高裁判決が出されるまでの間に、塩見判決、旭川市介護保険条例訴訟最高裁判決（以下、介護保険条例判決）¹⁹、学生無年金判決がある。以下では、それらの判決が示した違憲審査基準についてみる。

4.2.1 塩見判決（最判平元・3・2）

塩見訴訟では、障害福祉年金の支給要件に関し、制度発足時において日本国民でない者には同年金を支給しないと定めていた国民年金法の規定が憲法 25 条および憲法 14 条に違反するとして争われた。

最高裁は、憲法 25 条との関連では、堀木判決が提示した違憲審査基準をそのまま踏襲し²⁰、同条（憲法 25 条）の規定の趣旨にこたえて「具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるというべき」と述べている²¹。そのうえで、「障害福祉年金の受給対象者から在留外国人を排除することは、立法府の裁量に属する範囲に属する事柄」であり、制度発足時に受給要件として日本国籍を要件とすることは「合理性を欠くものとはいえない」し、制度発足日より後に日本国籍を取得した者に対し、「特別な措置を講ずるかどうかは、もとより立法府の裁量事項に属することである」として、憲法 25 条に違反しないとした。

次に、障害福祉年金の支給要件に関し、制度

¹⁴ この点につき、控訴審判決の枠組と堀木判決の枠組が異なるとの指摘（倉田・前掲註（8）4頁）、ニュアンスを異にするといった指摘（信澤・前掲註（8）107頁）がある。

¹⁵ 浅野・前掲註（8）14頁。

¹⁶ 戸松秀典教授は「憲法 14 条違反については、別な観点を取り入れた審査基準が追及されるべきではないのか」としている（憲法判例百選Ⅱ〔第 4 版〕295頁）。

¹⁷ 滝井繁男『最高裁判所は変わったか』（岩波書店・2009年）52頁、浅野・前掲註（8）14頁参照。

¹⁸ 浅野・同上。

¹⁹ 最判平成 18・3・28 判例時報 1930 号 80 頁。

²⁰ 最高裁は、憲法 25 条との関連で、堀木判決のほか、マクリーン事件判決（最大判 53 年 10 月 4 日 民集 32 卷 7 号 1223 頁 判例時報 903 号 3 頁）も引用している。

²¹ この説示部分で、最高裁は堀木判決を引用すると同時に、同判決同様、食管法違反事件最高裁判決（最大判昭 23・9・29 刑集 2 卷 10 号 1235 頁）も引用している。

発足時に日本国民でない者には同年金を支給しないこと、および制度発足の日より後に帰化した者に支給を認めないことの憲法14条適合性の判断においては、**外国為替及び外国貿易管理法違反等事件最高裁判決（以下、外為法違反事件判決）**²²と**待命処分判決**を引用し、「その区別が合理性を有する限り、何ら右規定（憲法14条1項）に違反するものではない」と述べている。そして、障害福祉年金給付に関して、制度発足時に日本国籍がある者となし者との間に区別が設けられている点については、在留外国人を支給対象者から除くこと、制度発足時に日本国民であることを受給要件とすることは立法府の裁量の範囲に属する事柄であるというべきであるから、その合理性を否定することができず、憲法14条1項に違反するとはいえないとした。

4.2.2 介護保険条例判決（最判平18・3・28）

介護保険条例訴訟では、旭川市が市介護保険条例²³に基づき、第1号被保険者である上告人に対し、介護保険料を賦課し上告人の老齢基礎年金から特別徴収した²⁴こと、具体的には、本条例が、生活保護法に定める要保護者であって地方税法により市長村税が非課税とされる者について一律に保険料を全額免除する規定を設けていないことが、憲法14条および憲法25条に違反するとして争われた。

最高裁は、(1) 介護保険法施行令が保険料率を本人及び世帯の負担能力に応じ区分し、境界層該当者には負担軽減規定を設けており、これらの基準に従って、本件条例が制定されていること、(2) 介護保険法は特別の理由がある者に

対し、保険料を減免し、又は徴収を猶予することができる旨定め、これを受けて、本条例が、第1号被保険者が災害等で著しい損害を受ける等した場合における保険料の徴収及び減免を規定していること、(3) 生活保護受給者については、生活扶助として介護保険料の実費が加算されて支給されていることを挙げて、以下のように説示した。

すなわち、「以上のとおり、低所得者に対して配慮した規定が置かれているのであり、また、介護保険制度が国民の共同連帯の理念に基づき設けられたものであること（介護保険法1条）にかんがみると、本件条例が、介護保険の第1号被保険者のうち、生活保護法6条2項に規定する要保護者で地方税法…により市町村民税が非課税とされる者について、一律に保険料を賦課しないものとする旨の規定又は保険料を全額免除する旨の規定を設けていないとしても、それが著しく合理性を欠くということとはできないし、また、経済的弱者について合理的な理由のない差別をしたものということとはできない」とし、本件条例が上記の規定を設けていないことは、憲法14条、憲法25条に違反しないと判示した。そして、このことが、**待命処分判決**と**堀木判決**の趣旨に徴して明らかであると述べている。

4.2.3 学生無年金判決（最判平19・9・28）

学生無年金訴訟では、平成元年の国民年金法の改正²⁵以前における強制加入例外規定を含む20歳以上の学生に関する措置および加入等に関する区別が憲法25条、憲法14条1項に違反するとして争われた²⁶。

²² 最大判昭39年11月18日刑集18巻9号579頁、判例時報393号50頁。本件では、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約3条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の憲法14条適合性が問われた。同法の6条、11条12条により、合衆国軍隊の公用物品等のが国への輸入については、それが合衆国軍隊等の用に供するためである限りにおいて関税を課さない規定されていた。本件最高裁は、憲法14条の趣旨が外国人に対しても類推されることを認めた上で、同法が合衆国軍隊等に特権を認めたことに十分合理的な根拠があると判断した。

²³ 市町村または特別区に住所を有する65歳以上の者は介護保険の第1号被保険者とされ（介護保険法9条1号）強制加入とされている。保険料は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率によって課される（同法129条2項）。本条例は、これらの法令に従って保険料率を定めている。

²⁴ 本件では、介護保険料を原告の老齢基礎年金から天引きした「特別徴収」制度の合憲性も争われているが、本稿ではその論点については言及しない。

²⁵ 国民年金法制定（昭和34年）以来、学生の加入は任意とされてきたが、本改正で学生も強制加入となった。本件原告は、強制加入以前に障害を負ったが、国民年金に加入していなかったことから障害基礎年金の受給が認められなかった。

²⁶ 本件では、立法府が平成元年の法改正前において20歳以上の学生について国民年金の強制加入被保険者とする等の措置を講じなかったこと、および20歳以上の学生に対し無拠出制の年金を支給する旨の規定を設けるなどの措置を講じなかった立法不作為の合憲性も争われている。

最高裁は、堀木判決を引用して、「国民年金制度は、憲法 25 条の趣旨を実現するために設けられた社会保障上の制度であるところ、同条の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱、濫用とみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない。もっとも、同条の趣旨にこたえて制定された法令において受給権者の範囲、支給要件等につき何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをするときは別に憲法 14 条違反の問題を生じ得ることは否定し得ないところである」と判示した。

そして、平成元年改正前の法が、20 歳以上の学生の保険料負担能力、国民年金に加入する必要性ないし実益の程度、学生及び世帯主等の経済的負担等を考慮し、国民年金に加入するかどうかを 20 歳以上の学生の意思にゆだねることとした措置は「著しく合理性を欠く」ということはできず、加入等に関する区別²⁷が何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いであるということもできず、憲法 25 条、憲法 14 条 1 項に違反しないことは、堀木判決及び待命処分判決に徴して明らかであるとした。

4.3 検討

4.3.1 堀木判決の引用方法

本件最高裁判決を含め、堀木判決後には 4 つの最高裁判決が出されており、すべての判決において堀木判決が先例として引用されていることはすでにみた。しかしながら、詳細にみると、以下で示すように、引用部分、引用の仕方が必ずしも一致しているとはいえない。

堀木判決は、社会保障立法の憲法 25 条適合性について「著しく合理性を欠き明らかに裁量

の逸脱・濫用とみざるをえないような場合」には裁判所が審査判断する事柄であるとし（前段）、「受給者の範囲、支給要件、支給金額等につきなんら合理的理由のない不当な差別的取扱いをした」とときには憲法 14 条違反の問題を生じる（後段）という違憲審査基準を示した。この判断枠組は、社会保障立法の違憲審査を、一応憲法 25 条適合性と憲法 14 条適合性に分けている。

塩見判決は、憲法 25 条適合性の判断においては堀木判決を引用しているが、それは上記の前段部分のみを引用するものであり、憲法 14 条適合性の判断に際しては外為法違反事件判決と待命処分判決を引用し合理性の基準の下で判断している。

介護保険条例判決では、市町村税が非課税とされる者に対して保険料徴収の一律免除等の規定を設けていないことが「著しく合理性を欠く」ということもできないし、経済的弱者について「合理的理由のない差別」をしたともいえないとされ、憲法 14 条違反でないことを待命処分判決に、憲法 25 条違反でないことを堀木判決に照らして判断しているように思われる。もっとも、判決文をみる限りは、塩見判決と異なり、憲法 25 条適合性と憲法 14 条適合性の判断を別々に行っているわけではないので、最高裁がこのような理解をしていたかどうかは判然としない。また、他の判決では、いずれも憲法 25 条、憲法 14 条の順で判断され結論が出されているのに対し、本判決の結論は憲法 14 条、憲法 25 条の順となっている点に特徴がある²⁸。

学生無年金判決は、堀木判決の判断枠組（前段、後段とも）を踏襲し、平成元年以前の国民年金制度において学生を任意加入としていた措置と、加入等に関する区別についての具体的な違憲審査を別々に行い、憲法 25 条違反でないことを堀木判決に、憲法 14 条違反でないことを待命処分判決に照らして判断したように思われる。というのも、学生を任意加入とするかど

²⁷ 国民年金法は、強制加入被保険者に対しては、保険料納付義務の免除に関する規定を設け、免除を受けた者に対しても障害基礎年金を支給するとしているが、任意加入の被保険者に対しては保険料免除規定の適用を認めていない。これにより、保険料負担能力のない 20 歳以上 60 歳未満の者のうち 20 歳以上の学生とそれ以外の者との間には、国民年金加入に関する取扱いの区別とこれに伴う保険料免除規定の適用に関する区別が存在する。

²⁸ 本件の下級審判決（旭川地判平 15・12・2、札幌高判平 16・5・27）はいずれも判例集未掲載であり、原告の主張の詳細が不明である。おそらく上告人が保険料徴収の免除規定がないことを経済的弱者に対する差別の問題として捉え、平等違反を強く主張したのではないかと推測される。

うかは立法措置の選択決定であり、学生を任意加入としたことによって生ずる加入等に関する区別は「受給者の範囲、支給要件、支給金額等」に係る事柄といえるからである。

本件最高裁判決は、遺族補償年金の受給に関して夫にのみ年齢要件を課していることの憲法14条適合性が問題となっており、本件受給要件が「合理的な理由を欠く」ものではなく、憲法14条違反とはいえないと判断し、待命処分判決と堀木判決を引用している。すでに述べたように、本判決では受給要件が問題となっている中で堀木判決を引用したことの意味は明確ではない。堀木判決は憲法25条を受けて制定された法令の区別が憲法14条違反の問題を生じ得ることを認めたと、この点を確認するために引用したとも考えられる。しかし、本判決が堀木判決を引用したことで、少なくとも、原審が憲法14条適合性の審査基準として加味した「著しく合理性を欠き」という要件を否定したと解することは可能であろう。

4.3.2 待命処分判決引用の意味

(1) 憲法14条適合性の判断基準

堀木判決が示した違憲審査基準は憲法25条を実現するための広範な立法裁量を認めるものであり、憲法25条の規定の要請にこたえて制定された法令に憲法14条違反の問題が生じうることを認めつつも、憲法14条適合性の判断基準も「なんら合理的理由のない不当な差別的取扱をした」とときには違憲の問題を生じるといふ緩やかなものとなっている²⁹。

ところが、堀木判決後に出された、塩見判決、介護保険条例判決、学生無年金判決そして本件最高裁判決はいずれも憲法14条適合性判断の先例として待命処分判決を引用している。待命処分判決は、最高裁が、憲法14条1項は「差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨」と判断したリーディング・ケースである³⁰が、堀木判決自体は憲法14条適合性の判断を行っている説示箇所待命処分

判決を引用していない。

実際、塩見判決では「合理性を有する限り」、介護保険条例判決では「合理的な理由のない差別」、本件最高裁判決では「合理的な理由を欠く」という表現が使われ、合理性の基準を適用して判断していることが窺われる。唯一学生無年金判決のみが、待命処分判決も引用しながら、堀木判決と同じく「何ら合理的理由のない不当な差別的取扱い」という表現を使っている。

これらのことは、いったい何を意味するのだろうか。判決の文言をみる限り、堀木判決が憲法25条適合性とは別に、憲法14条適合性の問題が生じ得ることを認めつつも「緩やかな合理性の基準」を適用したのに対し、その後の最高裁は社会保障立法の差別を「合理性の基準」で判断しようとしたようにみえる。だとしたら、なぜ学生無年金判決が、待命処分判決を引用しつつ堀木判決同様緩やかな基準を採用したのだろうか。

(2) 「区別」の性格—何と何の比較か—

そこで、各々の事件において、問題とされた「区別」についてみてみる(表1参照)。堀木訴訟の場合は、障害福祉年金を受けることができる地位にある者とそのような地位にない者との間に生じている児童扶養手当受給についての区別が、塩見訴訟の場合は、障害福祉年金支給要件に関して、制度発足時に日本国民でない者には同年金を支給しないこと、および制度発足の日より後に帰化した者に支給を認めないことの区別が問題となった。介護保険条例訴訟の場合は、市町村民税が非課税とされる者について保険料を全額免除する旨の規定を欠くことが経済的弱者に対する差別と主張され、学生無年金訴訟では、保険料負担能力のない20歳以上60歳未満の者のうち20歳以上の学生とそれ以外の者との間に生じている国民年金加入に関する取扱いの区別とこれに伴う保険料免除規定の適用に関する区別が、本件においては、遺族補償年金の受給要件につき、配偶者のうち夫にのみ年齢要件を課している区別が問題とされた。

²⁹ この点については、従来、学説から強く批判されているところである。例えば、戸松秀典『平等原則と司法審査』(有斐閣・1990年)322頁。葛西まゆこ『生存権の規範的意義』(成文堂・2011年)67頁、野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法I〔第5版〕』(有斐閣・2012年)506-507頁等。

³⁰ 宮川光治「平等原則—個人の尊重からの判例アプローチ」臨増判例時報2344号、161頁。また、尊属殺判決も待命処分判決を引用している。

表 1 (筆者作成)

事件	憲法 14 条違反と主張される区別
堀木訴訟	障害福祉年金を受給できる地位にある者とそのような地位にない者との間に生じている児童福祉手当受給資格の有無の区別
塩見訴訟	障害福祉年金支給要件に関して、制度発足時に日本国民でない者には支給しないこと、制度発足の日より後に帰化した者にも支給を認めないことの区別
介護保険条例訴訟	市町村税が非課税とされる者について保険料を免除する規定を欠くことが経済的弱者に対する差別
学生無年金訴訟	保険料負担能力のない 20 歳以上 60 歳未満の者のうち 20 歳以上の学生とそれ以外の者との間には、国民年金加入に関する取扱いの区別とこれに伴う保険料免除規定の適用に関する区別
遺族補償年金訴訟 (本件)	遺族補償年金の受給要件につき、配偶者のうち夫にのみ年齢要件を課している区別

このようにみえてくると、堀木訴訟、塩見訴訟、介護保険条例訴訟、学生無年金訴訟における「区別」はそもそもの制度設計に認められた立法裁量に大きく影響を受けるものといえる。堀木訴訟の場合は「障害福祉年金と児童扶養手当の併給を禁止するか否か」、塩見訴訟の場合は「障害福祉年金制度発足時に国籍要件を課すか否か」、介護保険条例訴訟の場合は「市町村税が非課税とされる者に保険料を全額免除するか否か」、学生無年金訴訟の場合は「学生を国民年金制度に強制加入させるか否か」について選択決定した結果、各々の「区別」が生じている。

これに対し、本件の場合、遺族補償年金の受給者を誰にするかという選択決定によって生じた「区別」ではなく、同じ受給者たる「配偶者」の中で生じている更なる区別が問題となっている。この点で、他の訴訟における「区別」とは性格の異なる「区別」が問題になっていたことを、最高裁は違憲審査において考慮すべきであったのではなかろうか。すなわち、問題となった「区別」は、棟居快行教授がいうところの取扱型差別³¹といえる。取扱型差別とは、「人に加えられる取扱いのあり方に関する差別」であり、「人がある時点でたまたま有する事情が『等しい物』であるにもかかわらず『別異の取扱い』を、また事情が『異なる物』であるにもかかわらず『等しい取扱い』をする場合に発生する」とされる³²。遺族補償年金制度は、公務上の災害に対して「地方公務員等及びその遺族の生活

の安定と福祉の向上に寄与すること」(同法 1 条)を目的とし、遺族補償年金の受給者を「職員の死亡当時その収入によって生計を維持していた」配偶者等と定めている(地公災法 32 条)。本件で問題となった「区別」は「職員の死亡当時その収入によって生計を維持していた」という事情において同じ「配偶者」のうち、夫にのみ課された年齢要件である。本件判決は、「男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金の格差及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況」に鑑み、妻について年齢要件を課していないことは「合理的な理由」を欠くものといえないと判示した。しかしながら、本件において問われるべきは、女性配偶者の社会的状況ではなく、同じ配偶者という範囲にある夫にのみ、受給資格として生計維持関係に加え年齢要件を課すことの合理性だったと思われる。

5. 結びにかえて

上記の分析を通して、以下の点が明らかになった。

まず、堀木判決の判断枠組をほぼそのまま踏襲したと明確にいえるケースは学生無年金訴訟のみである。その学生無年金訴訟においても、憲法 14 条適合性の判断に際し待命処分判決を

³¹ 棟居快行『人権論の新構成』(信山社・2008 年) 157-161 頁。

³² 同上 157 頁。

引用する点で、堀木判決と違いがみられた。介護保険条例判決と本件最高裁判決は、いずれも差別に焦点が当てられて判決が書かれているために、堀木判決の判断枠組が見えにくくなっており、堀木判決の判断枠組に則して判断しているといえるかどうか即断することが困難な説示を展開している。これに対し、塩見判決は、憲法14条適合性の判断部分では明確に堀木判決の判断枠組を採用していない。

また、堀木判決以外のすべてにおいて、憲法14条適合性の判断に際して待命処分判決が引用されている。なかでも塩見判決は、憲法25条適合性の判断と憲法14条適合性の判断を明確に区別して行っているように見える。憲法14条適合性について、「25条をめぐる広い立法裁量論を、14条の射程にそのまま投影した」³³ような堀木判決の判断の仕方と同じであるとはいえないものと思われる。ただ、待命処分判決を引用している4つの最高裁判決が違憲審査基準として「合理性の基準」を採用しているかどうかは、明言されていないので必ずしも明らかでない。さらに、各事件で問題となっている「区別」に着目すると、制度選択の結果生じた「区別」とそれとは性格の異なる「区別」がみられた。また、何に基づく「区別」かという点でも、性別などの憲法14条が例示的に禁止している事項に基づく「区別」とそれ以外の理由に基づく「区別」がみられた。もっとも、当該「区別」の特性を、最高裁が各々の判決において、意識して違憲審査を行っていたかは定かではない。

このように5つの最高裁判決をみると、違憲審査のあり方に微妙な違いがみとれる。とくに、介護保険条例判決、本件最高裁判決、塩見判決からは、最高裁が憲法25条とは別個に憲法14条違反の問題を問う姿勢が窺われる。堀木判決は憲法25条が裁判規範として作用しうることを認めた³⁴ほかに、憲法25条を具体化する法令における区別が憲法14条違反の問題を生ぜしめるとの判断を行ったことに一定の意義があり、その後の最高裁判決にも憲法14条違反を別個に問う姿勢が受け継がれている。しかし、その違憲審査基準には堀木判決とは異

なる基準が適用されているのである。このような本稿の分析から、社会保障立法の憲法14条適合性が争われた場合、最高裁は事案に応じた判断枠組で違憲審査を行っており、常に堀木判決が提示した判断枠組のみに依拠しているわけではないことが明らかとなった。

本稿は、堀木判決とそれに続く4つの最高裁判決について、判例内在的な分析を試みたものに留まる。本稿で明らかになったことの妥当性、規範的な意味等については、別稿での検討を予定している。

参考文献

- 尾形健（2011年）『福祉国家と憲法構造』有斐閣
- 尾形健編（2018年）『福祉権保障の現代的展開』日本評論社
- 葛西まゆこ（2011年）『生存権の規範的意義』成文堂
- 千葉勝美（2017年）『違憲審査』有斐閣
- 千葉勝美（2019年）『憲法判例と裁判官の視線』有斐閣
- 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利（2012年）『憲法I〔第5版〕』有斐閣
- 棟居快行（2008年）『人権論の新構成』信山社

³³ 尾形健・憲法判例百選II〔第6版〕295頁。

³⁴ 園部逸夫・最高裁判所判例解説民事篇（昭和57年度）544頁。